



平成 21 年 2 月 12 日

各 位

会社名 ウェルネット株式会社
代表者名 代表取締役社長 柳本 孝志
(J A S D A Q ・ コード 2428)
問合せ先 取締役 業務部長
萬 範 幸
(TEL : 011-809-3301)

会社名 株式会社一高たかはし
代表者名 代表取締役社長 上戸 敦
(J A S D A Q ・ コード 2774)
問合せ先 取締役 (管理部門担当)
小 島 敬 一
(TEL : 011-252-0711)

ウェルネット株式会社による株式会社一高たかはしの株式交換による 完全子会社化に関するお知らせ

ウェルネット株式会社(以下、「ウェルネット」といいます。)及び株式会社一高たかはし(以下、「一高たかはし」といいます。)は、平成 21 年 2 月 12 日開催のそれぞれの取締役会において、平成 21 年 6 月 1 日を効力発生日として、下記のとおり、ウェルネットを一高たかはしの株式交換完全親会社、一高たかはしをウェルネットの株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。なお、一高たかはしは、平成 21 年 5 月 25 日を最終売買日として上場廃止となる予定であります。

記

1. 株式交換の目的

(1) 本株式交換の目的

両社の現状等

ウェルネットは一高たかはしの情報処理等の受託を目的として昭和 58 年に設立、平成 8 年にウェルネット創業メンバーである現経営陣により事業内容を新規事業に集中し、合わせて商号をウェルネットに変更することで誕生しました。それ以来、世の中にとっての新しい価値創造を実態ビジネスとして確立することを目標に、経営資源を増幅し続け、可能性への挑戦を続けております。

そのような経営理念の下、ウェルネットはコンビニでの収納代行サービスを皮切りに、決済

関連サービス事業を充実させてまいりました。決済関連サービス事業には、請求書・払込取扱票などの紙を使ってコンビニで収納代行を行うビリングサービスと、紙を使わずに電子請求を用いてコンビニ端末、銀行 ATM、インターネットバンク、クレジット、電子マネーなどで収納を行う E-ビリングサービスがあります。また、平成 14 年にはケータイチケットサービス事業を開始し、同年 7 月には日本武道館の 13,000 人コンサートで実用化に成功して以来、航空券や空港バスチケット等、幅広く利用され、消費者の皆様の利便性の向上に寄与してまいりました。続いて、平成 17 年には PIN オンライン販売サービス事業も開始しており、コンビニの店頭にて携帯電話・国際電話・電子マネーなどのプリペイドカードを電子化して提供しております。現在、ウェルネットはこれら決済関連サービス、ケータイチケットサービス、PIN オンライン販売サービスの 3 事業を柱に事業を構成しており、着実に成長を続けております。直近においても、平成 21 年 1 月 8 日に公表いたしました「ネット DE 受取サービス」(ご利用企業側で事前に振込に必要な情報の一部を収集しなくても、受取人の操作によりその情報を入手し、振込を可能とするサービス)等、新商品・新サービスの開発・提供を継続的に行っております。

ウェルネットの主要事業領域である BtoC・EC 市場は、消費者の購買活動の重要なインフラとして多種多様な商品・サービスの流入が進み、拡大基調を続けております。とりわけ携帯電話を利用するモバイルコマース市場は、携帯電話の広範な普及とともに様々なコンテンツやサービスが登場し、また利用シーンが決済、チケット等多岐に広がり、昨今の個人消費減退傾向の中にあっても堅調に成長を続けております。

しかしながら、今後も BtoC・EC 市場において持続的な成長戦略を描き、事業の更なる拡大を実現していくためには、事業基盤の効率的な拡大に向けたパートナーシップの強化及び経営環境・顧客ニーズの変化を捉えたより大胆かつ機動的な意思決定が求められるものと考えております。

一方、一高たかはしは昭和 35 年の設立以来、一貫して独立系の家庭用燃料小売事業者として、『エネルギーを通してお客様へのお役立ち』を经营理念に、集中監視システムの集中的導入や LPG 販売価格の透明性を高めるための原価調整制度の早期導入など、業界の中で先進的な取り組みを行い、事業を拡大継続してまいりました。

エネルギー事業では、更なる顧客基盤の拡大に向け、平成 15 年に現株式会社ジャスダック証券取引所(以下、「ジャスダック証券取引所」といいます。)市場に上場して以降、知名度・信用力・資金調達力の向上により、積極的に M&A を実施してまいりました。北海道では平成 16 年 1 月に函館地区での営業譲り受けによる支店開設を皮切りに 3 年間にわたり同地区で同業 3 社を子会社化し道南地区の営業拠点を拡充したほか、帯広地区では共同出資による子会社を設立し道東地区にも進出を果たしました。平成 19 年 10 月には初の道外進出となる山形地区で 2 社を子会社化、平成 20 年 11 月には札幌地区で大型 M&A 案件として老舗企業を子会社化いたしました。このような積極的な M&A 戦略の実践により LPG では、上場時に比べ顧客数は 2 倍の 5 万軒、販売数量も 2 倍弱の 1 万トンと増加し、一定以上の成果を挙げてきました。

しかしながら、従来より一高たかはしの主力事業であったエネルギー事業におきましては、元売り・卸売りなど川上部門の直売志向が加速するなか、同業他社や競合エネルギーとの競争が更に激化することに加え、仕入価格の急騰やその後の急落に見られる不安定な原油相場、相次ぐガス事故を起因とする供給保安体制の見直しなど、事業活動を取り巻く環境は大きく変化しております。今後もエネルギー事業において安定した収益を維持しつつ着実に事業価値を向上させていくためには、これまでの M&A 戦略により拡大した地域販社とのシナジーを更に強固にし、コスト低減による利益率の向上を図るなど、より強固な利益体質と健全な財務体質を作りあげていくことが重要課題となります。

また、一高たかはしグループとしての連結経営成績は、子会社であるウェルネットの成長に伴い概ね順調に推移していることから、株主様から見た一高たかはしに対する成長期待の相当

部分はウェルネットが行う事業に向けられるようになってきています。したがって、ウェルネットの着実な発展が一高たかはしの株主価値向上に欠かせない要因と認識しております。

本株式交換を実施するに至った理由

ウェルネットは決済関連サービス等において多額の収納金を取り扱う為、企業として金融機関並みの高いレベルでの信用力が要求され、この信用力を高めるためには、強固な法令遵守体制、健全な財務体質、経営の透明性（ディスクロージャー体制）などの確保が事業の性質上不可欠であります。このため平成 16 年のジャスダック証券取引所への上場を契機として、これらの経営課題に対して真摯に取り組み、信用力の維持・向上に努めてまいりました。

また、ウェルネットは、その後の経営努力により、様々な顧客事業者あるいはコンビニや金融機関などの収納機関との間に強固なパートナーシップを確立し、誰もが平等かつ安全に利用可能な公共性の高い決済インフラの一端を担う重要な役割を担うに至っております。

このため、前述の決済関連サービスを営む事業者としての信用力向上が従来に増して求められるとともに、特定取引先に偏らない事業運営における中立性・安定性の確保が極めて重要な経営課題となっております。

このように、信用力向上及び事業運営における中立性・安定性の確保はウェルネットの企業価値を維持・発展させる上で必要不可欠であるため、これを阻害する要因の排除は緊喫の課題となって参りました。

かかる状況下において、従来から親会社である一高たかはしがウェルネットの発行済み株式の 45.39% を所有する資本関係が継続して参りました。上記の信用力向上にとって、収納代金等の保全を有効なガバナンス体制によって担保できる重要性を強く感じており、そのためには特定の株主による影響を排除することが望ましいため、従来より、かかる観点から小規模かつ明らかに事業領域の異なる一高たかはしとの親子関係を解消することが必要との認識を有しております。また、近時はこれに加え、急激な成長によってウェルネットの時価総額（6,336 百万円（平成 21 年 2 月 10 日現在））が増加したにもかかわらず、親会社たる一高たかはしの時価総額は 2,196 百万円（平成 21 年 2 月 10 日現在）にとどまり、会社の企業価値を表す一つの指標である時価総額が親子間で逆転している状況が続いております。このように親子間で時価総額に大きなギャップが生じているため、特定の顧客やビジネスパートナーの利益のみを重視する第三者が、一高たかはしへの資本参加を通じてウェルネットの経営に影響を及ぼし、ウェルネットの企業価値が毀損される危険性が増加していると言わざるをえません。上記の中立性・安定性の確保のためには、このような危険性を可能な限り低減させる必要があります。近時は、かかる観点からも親子関係解消の重要性が高まっております。ウェルネットと一高たかはしは、ウェルネットの設立経緯ゆえに直接的な事業シナジーが見出しにくい状況下で現在の親子関係を継続してまいりましたが、前述のような両社の経営環境等の変化に起因し、その意味はますます希薄化するのみならず、ウェルネットの企業価値に悪影響を及ぼす危険性すら孕んでおります。

加えて、現在ウェルネットは中期経営計画の最終年度にあります。当該計画は次の事業展開への準備期間としての位置付けを有しており、来期以降は、中期経営計画の成果を基礎によりダイナミックに事業拡大を加速させる予定です。このため、上記阻害要因の原因である両社間の経営成績のギャップは一層拡大する懸念があり、次のステップに移行する準備の一環として、早急に親子関係を解消する必要があります。両社はかねてから資本関係に伴うこれら問題点について共通した認識をもっており、長期的には両社の親子関係を解消する方針を有しておりましたが、現状を踏まえると、課題解決を先送りせず、このタイミングで親子関係を解消し、顧客等から従来以上に高いレベルでの信頼を獲得していくことが、ウェルネットの企業価値ひいては株主価値を維持するうえで、経営上の最重要課題であると認識いたしました。

ウェルネットは、以上の問題意識から、具体的な親子関係の解消方法について検討を開始いたしました。具体的な実現方法については、前述の信用力向上、中立性・安定性の確保といっ

た目的を実現するに足るスキームを選択することが不可欠であるという方針に基づき検討を重ねました。共同持株会社化はウェルネット自体が未公開企業となるため、情報開示などにおいて上場企業と同等の信頼性が確保できなくなる懸念があります。これはウェルネットの信頼性向上という目的に相反するため選択肢から排除しました。また特定の第三者との新たな親子関係を生じさせる株式譲渡は、前述の信用力向上、中立性・安定性に相反する可能性が生じるため、選択肢から排除しました。

一方、一高たかはしの主力事業であるエネルギー事業は前述のとおりウェルネットとの直接的な事業シナジーは希薄であるものの、それ自体は安定的な収益が期待できる事業です。また、同事業にも精通したウェルネット経営陣が親会社として一高たかはしを牽引することにより、ウェルネットの業績の更なる安定化にもつながることが期待されます。このように具体的な方法について弁護士等外部専門家も交え検討した結果、以下に記載する一高たかはしの検討状況も踏まえ、最終的に現在の資本関係を逆転させる本株式交換を選択したものです。

一方、一高たかはしにとっては、連結利益の過半を生み出すウェルネットの成長は一高たかはしグループの発展に向けた大きなポイントであります。

当初はインキュベート目的でウェルネットに資本参加し、その後の順調な成長によりジャスダック証券取引所へは親子上場となりましたが、一高たかはしは一貫してウェルネットの成長戦略を尊重し、互いに不可侵のガバナンス体制で運営を続けてまいりました。

また、親会社は資本関係のみならず、グループ成長における牽引役を務める立場にあると認識しております。

しかしながら、一高たかはしのエネルギー事業を取り巻く環境は、前述のようにここ数年来熾烈さを極めております。このような環境下、一高たかはしは顧客シェアの争奪と保安水準の一層の向上に向けて全精力を投入し成果を獲得してまいりましたが、他方では親会社としてグループ企業や新規事業を育成し、あるいはグループビジョンを掲げてリーダーシップを発揮する面では遅れをとったことは否めません。

今後もエネルギー事業での激動性は収束することなくさらに業界は変動し続けることから、このような事業環境に向け、一高たかはしは組織を単純化して、地域密着および利益重視の方針を鮮明に示す「選択と集中」を戦略の柱にすえるようにいたしました。また、新規事業への取り組みをいったん凍結し、財務面の改善と業界再編も見据えながら、エネルギー事業に集中することで、成長を展望していきたいと考えています。

しかしながら、この戦略の変更は、グループ経営に対するリソース投入をエネルギー事業に集中させることを意味し、新規事業が生命線であるウェルネットの経営理念との齟齬も決定的になるため、従来以上にグループ全体における親会社としての牽引機能は低下するものと考えられます。

このような状況の中、ウェルネットからの親子関係解消に関する申し入れもあり、ウェルネットと今後の資本関係のあり方について検討してまいりました。

一高たかはしは、自身が親会社として存在し続けることにより、連結利益の過半を生み出すまで成長したウェルネットの今後の更なる成長を阻害することになるのは、本意ではなく絶対に避けなくてはなりませんので、既存の親子関係を早期に解消する方向で、考えられる各スキームにつき様々な角度から検討を積み重ねました。

ウェルネット株式の第三者への譲渡による解消は、既述の通りウェルネットが求める信用力向上、中立性・安定性の確保といった目的に相反する可能性があるだけでなく、ウェルネットの成長性に期待する一高たかはしの株主様にとって成長の成果を反映させる機会を喪失させることになるため選択肢から外しました。また、共同持株会社化につきましては、前述のウェル

ネットにおける財務の透明性に与える影響もあることから、グループ全体にとって望ましくなく選択肢から外しました。一高たかはしが単独で非上場化し、外部からの資本圧力を回避する方策も検討いたしました。資金負担が大きく現実的ではなく、かつ親子関係解消の手段にはなりません。これらを踏まえ、一高たかはしの株主利益に配慮しつつ、一高たかはしがウェルネットの親会社から外れるための方法として、株式交換により既存の親子関係を逆転させ、株主様には成長を続けるウェルネットの株式を交付することができる本株式交換について本格的に検討を開始致しました。

本株式交換により一高たかはしはウェルネットの完全子会社となります。グループ全体のオペレーションは、エネルギー事業にも精通しウェルネットのこれまでの発展を牽引してきたウェルネットの経営陣に委ねることにより、一高たかはしはエネルギー事業における強固な利益体質と健全な財務体質の構築に集中することが可能となります。加えて、上場廃止に伴い上場維持コストを含む管理コストの削減が期待されます。他方、資本関係が逆転することによる一高たかはしの事業遂行上のデメリットは想定されません。

以上の検討結果及び弁護士等外部専門家の助言を交え、既存の株主様への配慮及び今後の一高たかはしの企業価値向上のためには、本株式交換が最善の手段であるとの結論に至りました。

今後の事業方針等

本株式交換によりウェルネットが一高たかはしの親会社となるため、ウェルネットはグループ経営管理の実行と各社のガバナンス確立に努めます。一方で、財務の健全性については各々の事業分野において維持することを原則とし、各事業分野における更なる発展を目指していく方針です。

また、一高たかはしは、本株式交換により上場廃止となる見通しですが、地域販社体制の推進による顧客サービスの更なる充実を図りつつ、経営課題の克服に向けた活動を強化し、北海道、東北地域を地盤に、更なる企業価値の向上と地域社会への貢献に努めてまいりたいと考えております。

なお、本株式交換の実施後は、一高たかはしが親会社であるウェルネット株式を 35,950 株（発行済株式総数に占める割合 31.26%）を保有することとなりますが、当該株式の処分方法については、上述の中立性・安定性に配慮し、慎重に検討してまいります。

(2) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換の結果、効力発生日である平成 21 年 6 月 1 日をもってウェルネットは一高たかはしの完全親会社となり、完全子会社となる一高たかはしはジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従って平成 21 年 5 月 26 日に上場廃止（最終売買日は平成 21 年 5 月 25 日）となる予定です。

(3) 上場廃止を目的とする理由及び代替措置の検討状況

上記の通り、本株式交換はウェルネット及び一高たかはしの企業価値を高めることを目的とするものであり、一高たかはしの株式の上場廃止自体を直接の目的とするものではありません。もっとも、本株式交換により一高たかはしがウェルネットの完全子会社となる結果、株券上場廃止基準に従って一高たかはしは上場廃止となる予定です。上場廃止後は、ジャスダック証券取引所において一高たかはしの株式を取引することはできません。

しかしながら、本株式交換の対価であるウェルネットの普通株式は、ジャスダック証券取引所に上場されており、本株式交換後においても、本株式交換の対価として割当て交付されるウェルネットの普通株式はジャスダック証券取引所において取引が可能となることから、一高たかはしの株主のうち、一高たかはし株式を 385 株以上保有する株主に対しては引き続き株式の流動性

を提供できるものと考えております。また、本株式交換は両社の企業価値を高めるものであるため、今後ウェルネットの普通株式を保有することとなる一高たかはしの株主の皆様を含め、ご期待にお応えすることができるものであると考えております。なお、1株に満たない端数のウェルネット株式が生じた場合、かかる端数の取扱いについては、2.(2)-(注)3.「1株に満たない端数の取扱い」をご参照下さい。

一高たかはし株式の株主は、上記1.(2)「上場廃止となる見込み及びその事由」に記載の最終売買日である平成21年5月25日(予定)までは、ジャスダック証券取引所においてその保有する一高たかはし株式を従来通り取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

上記1.(1)「本株式交換の目的」に記載のとおり、ウェルネットと一高たかはしは各々の経営課題を抱えており、それらを解決するためには株式交換の手法によりウェルネットが一高たかはしを速やかに完全子会社化することが最適なものと判断いたしました。また、一高たかはしは非公開化により、上場維持コストの削減等の一定のメリットを享受できるものと考えております。

(4) 公正性を担保するための措置

ウェルネットは、公正性を確保するため、本株式交換の実施を決定するにあたり、第三者算定機関である大和証券エスエムピーシー株式会社(以下、「大和証券 SMBC」といいます。)に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として一高たかはしとの間で交渉協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うことを本日開催の取締役会にて決議いたしました。

一方、一高たかはしは、公正性を確保するため、本株式交換の実施を決定するにあたり、第三者算定機関である PwC アドバイザリー株式会社(以下、「PwC アドバイザリー」といいます。)に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてウェルネットとの間で交渉協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うことを本日開催の取締役会にて決議いたしました。

なお、ウェルネット及び一高たかはしは、上記第三者算定機関より、合意された株式交換比率がそれぞれの株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

(5) 利益相反を回避するための措置

ウェルネットの取締役3名の内、柳本孝志は一高たかはしの取締役を兼任しており、一高たかはしにおける本株式交換の意思決定に関与しうる立場にあるため、利益相反回避の観点から、一高たかはしの取締役会における審議及び決議に参加しませんでした。

さらに、ウェルネットの監査役である小島敬一は一高たかはしの取締役を兼任しておりますので、利益相反回避の観点から、ウェルネットの取締役会における審議に参加して意見を述べることを差し控えております。

2. 株式交換の要旨

(1) 株式交換の日程

株式交換決議取締役会(両社)	平成21年2月12日(木)
株式交換契約締結(両社)	平成21年2月12日(木)
株主総会基準日(両社)	平成21年2月27日(金)
株式交換承認臨時株主総会	平成21年4月22日(水)

(一 高たかはし)	
株式交換承認臨時株主総会	平成21年4月23日(木)
(ウェルネット)	
最終売買日(一高たかはし)	平成21年5月25日(月)
上場廃止日(一高たかはし)	平成21年5月26日(火)
株式交換の予定日(効力発生日)	平成21年6月1日(月)

(2) 株式交換比率

会社名	ウェルネット株式会社 (完全親会社)	株式会社一高たかはし (完全子会社)
株式交換比率	1	0.0026

(注) 1. 株式の割当て比率

一高たかはしの株式1株に対して、ウェルネットの株式0.0026株を割当て交付します。なお、一高たかはしは本株式交換の効力発生日の前日までに、その保有する自己株式の全てについて消却する予定です。

2. 株式交換により発行する新株式数等

普通株式 35,819株
(平成20年12月31日現在の発行済株式総数から試算した参考値であります。)

3. 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換にともない、ウェルネットの1株に満たない端数の交付を受けることとなる株主においては、会社法第234条第1項の規定により、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。)に相当するウェルネットの株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付します。

(3) 株式交換比率の算定根拠等

算定の基礎

本株式交換の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、ウェルネット及び一高たかはしがそれぞれ別個に、両社から独立した第三者機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、ウェルネットは大和証券SMBCを、一高たかはしはPwCアドバイザリーを、それぞれの第三者算定機関として選定しました。

大和証券SMBCは、ウェルネットについては、ジャスダック証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法(平成21年1月13日から平成21年2月9日までの1ヶ月間、平成20年11月10日から平成21年2月9日までの3ヶ月間及び平成20年8月11日から平成21年2月9日までの6ヶ月間の各期間のVWAP(出来高加重平均株価))を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下、「DCF法」といいます。)を採用して算定を行いました。一高たかはしについては、ジャスダック証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法(平成21年1月13日から平成21年2月9日までの1ヶ月間、平成20年11月10日から平成21年2月9日までの3ヶ月間及び平成20年8月11日から平成21年2月9日までの6ヶ月間の各期間のVWAP(出来高加重平均株

価))を、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。ウェルネットの1株あたり株式価値を1とした場合の各算定手法の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価法	0.0017 ~ 0.0018
DCF法	0.0023 ~ 0.0030

大和証券 SMBC は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。大和証券 SMBC の算定は、平成21年2月9日までの情報と経済条件等を反映したものであります。

一方、PwCアドバイザリーは、一高たかはしについては、ジャスダック証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準方式(平成21年1月13日から平成21年2月9日までの1ヶ月間、平成20年11月10日から平成21年2月9日までの3ヶ月間及び平成20年8月11日から平成21年2月9日までの6ヶ月間の各期間の出来高加重平均及び株価終値平均)を採用し、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュフロー方式(以下、「DCF方式」といいます。)を採用して算定を行いました。ウェルネットについては、ジャスダック証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準方式(平成21年1月13日から平成21年2月9日までの1ヶ月間、平成20年11月10日から平成21年2月9日までの3ヶ月間及び平成20年8月11日から平成21年2月9日までの6ヶ月間の各期間の出来高加重平均及び株価終値平均)を採用し、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF方式を採用して算定を行いました。なお、ウェルネットの1株あたり株式価値を1とした場合の各算定手法の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価基準方式	0.0017 ~ 0.0020
DCF方式	0.0026 ~ 0.0033

PwC アドバイザリーは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。PwC アドバイザリーの算定は、平成21年2月9日までの情報と経済条件等を反映したものであります。

また、上述の第三者算定機関が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

算定の経緯

ウェルネット及び一高たかはしは、上述の第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、最近の両社の市場株価の動向に加え、DCF 法において検討された両社の財務状況や将来見通し、資産の状況、一高たかはしが保有するウェルネットの株式価値等の要因を総合的に勘案し、慎重に検討した上で、交渉・協議を重ねた結果、上記2.(2)の本株式交換比率はウェルネット及び一高たかはし双方の株主の利益に資するものであると判断し、それぞれ平成21年2月12日に開催された取締役会において決議し、本株式交換における株式交換比率を決定いたしました。

なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

算定機関との関係

大和証券 SMBC 及び PwC アドバイザリーはともに、ウェルネット及び一高たかはしの関連当事者には該当いたしません。

(4) 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

一高たかはしが発行している新株予約権につきましては、本株式交換に際して、一高たかはしの新株予約権者に対して当該新株予約権に代わるウェルネットの新株予約権の交付は行いません。一高たかはしは、本株式交換契約が両社の株主総会で承認されることを条件に、本株式交換の効力発生日の前日までに、その発行する新株予約権の全てを消滅させることを予定しております。また、一高たかはしは新株予約権付社債を発行していません。

3. 株式交換当事会社の概要

(平成20年6月30日現在)

(1) 商号	ウェルネット株式会社 (完全親会社)	株式会社一高たかはし (完全子会社)
(2) 主な事業内容	代金決済・電子請求・電子決済、携帯認証ソリューションの開発・提供、デジタルコンテンツ用PINのオンライン販売	燃料及び燃焼機器等の販売
(3) 設立年月日	昭和58年4月1日	昭和35年5月2日
(4) 本店所在地	札幌市厚別区下野幌テクノパークー 丁目1番15号	札幌市中央区大通西十丁目4番16号ダ ンロップSKビル4階
(5) 代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 柳本 孝志	代表取締役社長 上戸 敦
(6) 資本金の額	649,232 千円	476,433 千円
(7) 発行済株式 総数	77,080 株	15,148,920 株
(8) 純資産	2,452,780 千円(単体)	4,651,969 千円(連結)
(9) 総資産	10,983,275 千円(単体)	17,017,251 千円(連結)
(10) 事業年度の 末日	6月30日	6月30日

(11) 従業員数	52人(単体)			299人(連結)		
(12) 主要取引先	コンビニエンスストア会社 航空会社、バス会社等			一般顧客		
(13) 大株主及び 持株比率	株式会社一高たかはし	46.63%	東京中小企業投資育成株式会社	7.79%	高橋雄一郎	6.64%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7.40%	柳本孝志	4.99%	高橋雅行	4.92%
	株式会社三井住友銀行	4.96%	ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー 505104	4.52%	高橋秀行	3.74%
	株式会社北洋銀行	3.50%	上戸敦	3.39%	株式会社北海道銀行	2.77%
	柳本孝志	2.59%	株式会社北海道銀行	2.77%	株式会社北洋銀行	2.77%
	株式会社北海道銀行	2.33%	横川キワム	2.64%		
	日本生命保険相互会社	2.33%				
	萬範幸	2.07%				
	宮澤一洋	2.07%				
	東京中小企業投資育成株式会社	2.07%				
(14) 主要取引銀行	三井住友銀行、みずほ銀行、北洋銀行、北海道銀行			北海道銀行、北洋銀行、北陸銀行、三井住友銀行		
(15) 当事会社間の 関係等	資本関係	一高たかはしはウェルネットの発行済み株式の46.63%(平成20年6月30日現在)を保有しております。また、ウェルネットの役員の一部が一高たかはしの株式を保有しております。				
	人的関係	ウェルネットの代表取締役社長である柳本孝志は一高たかはしの取締役を兼務しております。また、一高たかはしの取締役である小島敬一はウェルネットの監査役を兼務しております。				
	取引関係	ウェルネットは一高たかはしより、決済関連サービス及びシステムの開発・運用業務を受託しているほか、灯油等を購入しております。				
	関連当事者への 該当状況	一高たかはしはウェルネットの親会社に該当します。				
(16) 最近3年間の 業績	ウェルネット株式会社 (完全親会社)			株式会社一高たかはし (完全子会社)		
事業年度の末日	平成 18年 6月期	平成 19年 6月期	平成 20年 6月期	平成 18年 6月期	平成 19年 6月期	平成 20年 6月期

売上高	9,788,824	20,145,758	24,312,541	15,482,324	26,128,209	32,595,703
営業利益	388,082	311,869	565,646	769,216	588,377	843,224
経常利益	402,512	327,471	587,998	772,731	611,704	881,162
当期純利益	249,778	120,519	311,230	613,384	560,498	325,389
1株当たり当期純利益 (円)	7,170.34	1,606.90	4,075.14	81.51	37.50	22.85
1株当たり配当金 (円)	500	-	800	10.00	5.50	5.50
1株当たり純資産 (円)	53,587.49	27,984.79	31,821.23	392.12	225.39	240.70

(単位：千円)

(注) 1. ウェルネットは単体の数値を記載しております。

2. 一高たかはしは売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産は連結の数値で、1株当たり配当金は単体の数値を使用しております。なお、一高たかはしの連結の業績には、完全親会社になるウェルネットの業績を含んでおります。

4. 株式交換後の状況

(1) 商号	ウェルネット株式会社
(2) 主な事業内容	代金決済・電子請求・電子決済、携帯認証ソリューションの開発・提供、デジタルコンテンツ用PINのオンライン販売
(3) 本店所在地	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 柳本 孝志
(5) 資本金の額	667,782千円
(6) 総資産	現時点では確定していません。
(7) 純資産	現時点では確定していません。
(8) 事業年度の末日	6月30日

(注) ウェルネットは本株式交換の効力発生日(予定)である平成21年6月1日に本店所在地を「(3)本店所在地」に記載の場所に移転する予定ですが、詳細につきましては平成21年2月12日付「本店所在地の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

(9) 会計処理の概要

本株式交換にともなう会計処理ならびにのれんの金額等に関しては、現時点で未定であり、確定次第速やかにお知らせいたします。

(10) 株式交換による業績への影響・見通し

本株式交換による業績への影響・見通しは現時点では未定であり、確定次第速やかにお知らせいたします。

以上